

長時間労働者等に対する面接指導制度

過重労働による脳・心臓疾患、うつ病等の精神疾患等の健康障害の発症を予防するため、法第66条の8及び第66条の9に基づき、長時間の時間外・休日労働をしている労働者から申し出があった場合には、事業者は医師による面接指導を行わなければならないとされています。

